

裁決書

審査請求人

〇〇 〇〇 様

処分庁

熊取町長

上記審査請求人が令和4年7月15日付けで提起した令和4年7月11日付けで熊取町長が行った身体障害者手帳交付申請却下処分についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年4月28日付けで熊取町障がい福祉課に対し、身体障害者手帳交付申請書（以下「申請書」という。）を提出した。
- 2 熊取町障がい福祉課は、令和4年5月9日付けで処分庁に対し、申請書を送付し、処分庁は、これを受理した。
- 3 処分庁は、審査請求人から提出された申請書に添付された身体障害者診断書・意見書（以下「診断書等」という。）を用い、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）別表、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）及び身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日付け障発第0110001号）における身体障害認定基準（以下「認定基準」という。）に基づき審査した。
- 4 処分庁は、令和4年5月19日付けで大阪府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会身体障害者審査部会（以下「審議会」という。）に諮問を行い、同年7月8日付けで審議会から「心臓機能障害」について「手帳非該当」との答申を得た。
- 5 処分庁は、令和4年7月11日付け4熊広福第161号により審査請求人に対し、交付申請の却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 6 審査請求人は、令和4年7月15日付けで、熊取町長に対し、本件処分の取消しを求

める審査請求を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、医師が作成した診断書等の意見欄に障害の程度が4級相当に該当すると記載されているにもかかわらず、活動能力の程度の記載内容によって却下されたことについて納得ができないと主張し、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、次のとおり主張している。

(1) 熊取町では、認定基準に基づき、診断書等の各所見が等級表に該当するかどうかについて審査しているところである。

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「施行令」という。）第5条において「法第15条第1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。」と規定されており、また、「身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付け障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長発）において「申請書の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、施行令第5条の規定に準じて、諮問することができる」とされている。

(3) 等級表において、心臓機能障害4級は、「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」と規定されている。

(4) 18歳以上の者の場合における認定基準は、次のとおりとされている。

ウ 等級表4級に該当する障害は次のものをいう。

(ア) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
- b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
- c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
- d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの

(イ) 臨床所見で部分的な心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。

(ウ) ペースメーカーを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの。

(5) 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長発）における身体障害認定要領（以下「認定要領」という。）の『第5 心臓機能障害』『1 診断書の作成について』『(2)「心臓の機能障害の状況及び所見」について』『オ「4 活動能力の程度」（18歳以上用）について』には、次のとおり示されている。

心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成にあたってはこの点を十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である。

診断書の活動能力の程度と等級の関係は、次のとおりつくられているものである。

ア…非該当

イ・ウ…4級相当

エ…3級相当

オ…1級相当

(6) 審査請求人が申請書に添付した診断書等における意見等級「4級」について、診断書等の内容と認定基準が合致しないと認められたことから、施行令第5条第1項の規定により審議会に諮問したところ、「手帳非該当」とする答申を受けた。

(7) 以上により、認定基準に該当しないと判断し、令和4年7月11日付けで行った本件処分は妥当であり、何ら違法、不当な点はない。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法

ア 法において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう（第4条）。

イ 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる（第15条第1項）とされ、都道府県知事の定める医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない（同条第3項）。

ウ 都道府県知事は、法第15条第1項の申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない（同条第4項）、審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない（同条第5項）。

エ 法別表第5項には、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるも

の」が掲げられている。

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

地方社会福祉審議会に、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く（第11条第1項）。

(3) 施行令

都道府県知事は、法第15条第1項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない（第5条第1項）。

(4) 施行規則

ア 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、法第15条第1項に規定する医師の診断書、同条第3項に規定する意見書等を添えて行うものとする。（第2条第1項）。

イ 障害の級別は、等級表のとおりとされ（第5条第3項）、最も障害の程度が重い1級から最も障害の程度が軽い7級までに区分され、等級表の各欄において、障害の種類ごとに、各級に該当する障害の程度が掲げられている。そして、心臓機能障害のうち「心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」は4級とされている。

(5) 認定基準

等級表4級に該当する障害は次のものをいう。

(ア) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

- a 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの
- b 心電図で期外収縮の所見が存続するもの
- c 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの
- d 運動負荷心電図でSTの低下が0.1mV以上の所見があるもの

(イ) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

(ウ) ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(6) 認定要領

『心臓機能障害の場合には、活動能力の程度の判定が障害程度の認定に最も重要な意味をもつので、診断書の作成にあたってはこの点を十分留意し、いずれか1つの該当項目を慎重に選ぶことが必要である』とされ、『診断書の活動能力の程度と等級の関係について、「ア」の場合「非該当』』とされている。

2 本件処分について

(1) 処分庁は、審査請求人が提出した申請書及び申請書に添付された診断書等により審査請求人に対する身体障害者手帳の交付について審査を行うに際し、診断書等に記載の意見等級「4級」について、診断書等の各所見と認定基準とが合致せず、等級表に該当するか否かについて疑いがあるとして、施行令第5条第1項の規定により審議会に諮問し、その結果を受けて本件処分を行っている。当該手続は、国の通知に示された身体障害者手帳の交付手続に則ったものであり、法令等に基づいた手続が行われている。

(2) 診断書等の意見欄には、4級相当に「該当する」と記載されているものの、「患者希望により申請しています。ほぼ不可であることはくり返し説明しています。」と追記され、また、「4. 活動能力の程度」については、「ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの」に該当する旨記載されている。

(3) 以上の理由から、本件処分に係る処分庁の手続については、何ら違法又は不当な点は見当たらない。また、審査請求人の障害は、身体障害者手帳の交付対象とはならないとした処分庁の認定に、違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和5年1月18日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。